

平成 年 月 日
発第 号

豊島区長

⑩

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲				

見本

豊島区長

平成 発第 年 月 号 日

〇〇警察署長
司法警察員警視正
豊島 一郎

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称	警視庁〇〇警察署			
閲覧者	職名	▽▽課◇◇係	氏名	山本 〇〇
事務責任者	職名	〇〇警察署長	氏名	豊島 一郎
請求を必要とする事務の内容	犯罪捜査のため			
根拠法令	刑事訴訟法			
請求事由を明らかにすることが困難な理由	一般に犯罪捜査には高度の密行性が要求される上、犯罪捜査という性質上、請求に係る住民の名誉・プライバシーに対する配慮が必要であるため。			
請求に係る住民の範囲	駒込〇丁目 北大塚〇丁目			